

令和 6 年 労働争議調整事件の概要

区 分	あっせん		事 件 番 号	令和6年(調)第1号
申 請 者	名 称	X組合		
被 申 請 者	名 称 業 種	Y会社 教育・学習支援業		
申請年月日	令和6年1月29日		指名年月日	令和6年2月1日
あっせん員	(公) 中村 (労) 福田 (使) 本			
調 整 事 項	・労使慣行に基づいた賃上げの実施 等			
申 請 に 至 る ま で の 経 過 概 要				
Y会社とX組合の間では、過去にY会社を含む同業の会社5社とX組合との間で集団交渉を経て労働条件等を決定していた経緯があり、現在も、当時の5社のうちいずれか1社が組合と春闘において妥結した場合には、他社についても同額同条件で妥結するという慣行が継続していた。しかし、2023春闘については、他社は同額同条件で妥結したものの、Y会社においては同額同条件では難しいと回答した。 また、一時金についても同様に他校と同額で年間一括で回答する慣行が継続していたものの、Y会社は2023年においては冬季一時金のみの回答をした。 さらに、採用の経緯が異なる2つの従業員グループ間の一時金の額の差を撤廃することについて、Y会社は応じられない旨回答した。 これらの問題の解決を求めて、X組合があっせんで申請した。				
申 請 から 終 結 に 至 る ま で の 経 過 概 要				
あっせんで4回開催し、調整したが、Y会社はいずれの問題についても対応できないとの姿勢を崩さず、両者の互譲による解決が困難となったことから、両者の了承も得た上で打切りとなった。				
終 結 年 月 日	令和6年7月10日		終結区分	打切り
あっせん回数	4回		係属日数	161日間